

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

取締役を退任し顧問に就任した者の報酬等について

《内容》

関与先のA社の取締役（オーナーと同族関係はありません。）である甲氏は、この度、役員としての定年を迎えることとなり、取締役を退任し、その後、顧問として会社に残る予定です。また、甲氏の給与は、数年前に、平取締役となった時に従前の半分に引き下げており、元々多額の給料ではないので、取締役を退任して顧問となってからも同額を支給する予定です。

このように取締役退任後も顧問として会社に残り、同額の給与を支給する場合、税務上何か問題がありますか。なお、退職金は支給したいと思います。

『答』

甲氏はオーナーと同族関係にないとのことですので、法人税法第36条（過大な使用人給与の損金不算入）の制度の対象となる特殊関係使用人には該当しないものと思われ、顧問報酬が取締役時代と同額であったとしても、顧問としての業務の対価として相当の金額の範囲であれば、税務上から問題となることはないものと考えます。

また、顧問等の立場で法人の業務に従事する場合、取締役の退任に当たり株主総会の決議等に基づき支給される役員退職給与は、過大なものでない限り損金算入が認められるものと思われれます。

（解説）

- 1 法人税法上も、会社法等の規定による役員である取締役を退任して法人の経営から退き、顧問等の立場で法人の業務に従事する場合、取締役の退任に当たり株主総会の決議等に基づき支給される役員退職給与は、過大なものでない限り損金算入が認められるものと思われれます。
- 2 また、その後の顧問としての報酬の取扱いについては、職務への従事形態に応じて、雇用契約に基づき法人の指揮命令下で勤務する関係にある場合には、使用人給与として法人税法36条（過大な使用人給与の損金不算入）の規定が適用されますが、甲氏はオーナーと同族関係にないとのことですので、この制度の対象となる特殊関係使用人には該当しないものと思われれます。

3 ご質問における甲氏の顧問としての契約関係や職務の具体的な内容は不明ですが、法人の経営に従事していない、との事実認定が相当と判断される場合には、上記のような取扱いとなり、顧問報酬が取締役時代と同額であったとしても、顧問としての業務の対価として相当の金額の範囲であれば、税務上から問題となることはないものと考えます。

4 一方、法人税法上の役員については、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、「法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの」が含まれ（法法25五、法令7二）、法人税基本通達9-2-1では、「法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの」には、「相談役、顧問その他これらに類するものでその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものが含まれる」と規定されています。

5 したがって、顧問に就任後も甲氏が法人の経営に従事している実態にある場合には、法人税法上は、みなし役員として取り扱われ、役員給与の損金不算入（法法34①）や過大な役員給与の損金不算入（法法34②）の規定が適用されることとなります。

また、法人税基本通達9-2-32（役員の分掌変更等の場合の退職給与）に基づき、取締役からみなし役員とされる顧問への分掌変更が「役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合」に該当し、退職給与として取り扱われるか否かの検討も必要となります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。